

大規模地震に対する防災マニュアル

平成23年 5月
(一部改正)

国立大学法人豊橋技術科学大学

(目次)

◆大規模地震に対する防災マニュアルの概要	1
◆東海地震情報について	2
◆大規模地震への対応方針(概略版)	3
◆大規模地震への対応方針(詳細版)	
1. 東海地震注意情報の発表があった場合の対応策(勤務時間中, 勤務時間外)	6
2. 警戒宣言が発令された場合の対応策(勤務時間中, 勤務時間外)	8
3. 突発的に地震が発生した場合の対応策(勤務時間中, 勤務時間外)	11
4. 地震発生後の対応策	14
◆防災関係緊急連絡網	20
◆自衛防災隊の組織及び任務	21
(参考資料)	
・個人別初動マニュアル	23
・国立大学法人豊橋技術科学大学地震防災管理規程	28
・避難場所配置図	31
・避難経路図	32
・想定東海・東南海地震連動による震度分布予測結果(豊橋市地域防災計画より)	33
・伝達内容(学内一斉放送)	34
・災害時伝言ダイヤル	35
・緊急地震速報のしくみ	36
・関連機関等一覧表	37

大規模地震に対する防災マニュアルの概要

1 作成の目的

このマニュアルは、豊橋技術科学大学における大規模地震に対する災害対策に必要な事項を定めることにより、東海・東南海・南海地震等の大規模な地震災害において、学生、教職員の安全並びに本学施設・設備の機能を確保することを目的に作成するものである。

2 想定される災害

このマニュアルは、本学が所在する豊橋市、愛知県及びその近隣県において発生する大規模地震災害を想定して作成している。

3 災害への対応

本学では、災害時の対応組織として、自衛防災隊を設置することとしている。

このマニュアルは、災害（発生）に対応するため地震災害対策本部及び教職員の職域における基本的な行動要領について定めている。

災害対策体制は、学長が地震災害対策本部を設置した時から活動を開始するものとし、地震災害対策本部の設置は、全学放送により周知する。

また、平日夜間及び休日における災害の発生については、防災関係緊急連絡網により地震災害対策本部の設置を周知し、職員の出勤を要請する。

なお、災害は、このマニュアルに定めがない様々なケースが想定される。マニュアルに定めがない場合は、基本的には地震災害対策本部の指示に基づいて行動することになるが、突発的な災害に遭遇した場合など、緊急時においては、各人が学生及び職員等の生命の安全確保を最優先に考え冷静かつ的確に判断して臨機応変に行動するものとする。

また、特に発災後は、負傷者の救助等に最善を尽くし、自衛防災隊各班は、各班の任務のみに固執することなく相互に協力して必要な活動を行うこととする。

4 職員の参集

地震災害対策本部長の要請があった場合は、家族の安全を確保したうえで直ちに出勤することとし、特殊事情により出勤できないときは、各職域又は地震災害対策本部に連絡するものとする。

また、地震発生後に自宅から出勤する場合は、公共交通機関及び道路の大混乱が予想されることから、徒歩、自転車又はバイク等で出勤することを原則とする。

5 地震災害対策本部

学長は、大規模地震が発生し、本学施設・設備等の機能を確保する必要がある場合（地震予知情報が発せられた場合を含む）及び負傷者等に対して応急処置を講ずる必要がある場合は、地震災害対策本部を設置する。

地震災害対策本部は、管理棟3階特別会議室に設置することを基本とする。なお、地震災害対策本部の設置場所は、本学の被災程度に応じて変更し、建物内部が危険な場合は管理棟南側の緑地帯を設置場所とする。地震災害対策本部は、必要な情報の収集及び伝達、関係方面への連絡等の災害対策業務を統括する。

なお、平日夜間及び休日においては、地震災害対策本部が設置されるまでの間、守衛が必要な情報の収集及び伝達を行うものとする。

6 避難場所

地震による建物の崩壊や大規模火災等により避難が必要な場合の学生及び職員等の共通の避難場所は、陸上競技場とする。

東海地震に関連する情報について

現在の科学技術では、地震の事前予知(日時, 場所, 規模を特定した予知)はできません。東海地震のみ、前兆(地震前の異常な現象)が検知できる可能性があると考えられています。もし前兆が検知できた場合には、気象庁は東海地震に関連する情報を発表してみなさんにお知らせすることになっています。

東海地震に関連する情報は三種類あり、危険度が低い情報から順に「東海地震に関する調査情報」→「東海地震注意情報」→「東海地震予知情報」となります。

各情報は、次のような場合に発表します。

「東海地震に関する調査情報」・・・東海地震に関する現象について調査が行われた場合
(カラーラベル青)

「東海地震注意情報」・・・観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合
(カラーラベル黄)

「東海地震予知情報」・・・東海地震の発生のおそれがあると判断した場合
(カラーラベル赤)

これらの情報のうち「東海地震注意情報」により、防災関係機関の防災準備行動が開始され、必要に応じて学生・教職員の帰宅, 旅行や出張の自粛等の対応がとられることになります。また、「東海地震予知情報」を受け警戒宣言の対応がとられます。

前兆をとらえるための科学技術には限界があり、前兆がとられられず情報発表がないまま地震発生に至ることもありえます。日頃から災害への備えをしておくことが大切です。

※東南海地震, 南海地震についての情報は、発表されるシステムとはなっていません。

※東海地震, 東南海地震, 南海地震は連動して起こる可能性もあります。

気象庁「東海地震に関連する情報」より

大規模地震への対応方針（概略版）

大規模地震への対応方針(勤務時間中)

	地震災害対策本部 本部長(学長) 副本部長(副学長) 系 長 センター長 環境保全・エネルギー対策委員	自衛防災隊 隊長(事務局長) 副隊長(部長) 統括管理者 防災管理者 各班長(各課長等) 各班員(教員以外)	教 員	学 生
調査情報発表時	特に対応の必要なし			
↓ 注意情報発表時	<地震災害対策本部設置準備> ◆地震災害対策本部設置の準備体制 ◆学内放送による周知 ◆情報収集 (遠距離通勤者等は帰宅)	◆授業、研究の中止 ◆業務停止の準備 (遠距離通勤者等は帰宅)	◆帰宅 (宿舍居住学生は自室へ)	
↓ 警戒宣言発令時(予知情報発表時)	<地震災害対策本部設置> ◆学内放送による周知 ◆自衛防災隊の編成 ・任務遂行・安全措置、立入禁止措置等 ・情報収集、伝達等 ◆学内対策状況の把握 (遠距離通勤者等は帰宅)	◆業務停止 (帰宅必要者及び待機必要者以外の帰宅可能者は帰宅) ◆各研究室・実験室の安全確認(安全確認は「火元責任者」の義務)	◆安全な場所に待避	
地 震 発 生				
↓ 地震発生後(突発時含む)	<地震災害対策本部> ◆学内放送による陸上競技場への避難伝達 ◆地震災害対策本部(自衛防災隊)の任務遂行 ・救護活動、点検・調査、復旧措置等 ・被害状況の把握 ・学生、教職員の安否等把握 ◆学内対策状況の把握 ◆関係機関への通報連絡	◆自身の安全確保 ◆陸上競技場への避難 ◆帰宅可能者の帰宅 ◆帰宅困難者の避難所への待避	◆自身の安全確保 ◆陸上競技場への避難 ◆帰宅可能者の帰宅 ◆帰宅困難者の避難所への待避	

大規模地震への対応方針(勤務時間外)

	地震災害対策本部	自衛防災隊		
	本部長(学長) 副本部長(副学長) 系 長 センター長 環境保全・エネルギー対策委員	隊 長(事務局長) 副隊長(部長) 統括管理者 防災管理者 各班長(各課長等) 各班員(教員以外)	教 員	学 生
調査情報発表時	特に対応の必要なし			
↓ 注意情報発表時	出勤（可能な者） ＜地震災害対策本部設置準備＞ ◆情報収集及び学内放送による周知 （守衛又は総務班要員） ◆地震災害対策本部設置の準備体制	自宅待機 （学内滞在の遠距離通勤者等は帰宅）	自宅待機 （学内滞在者は帰宅。宿舎居住学生は自室へ）	
↓ 警戒宣言発令時（予知情報発表時）	出勤（可能な者） ＜地震災害対策本部設置＞ ◆自衛防災隊による二次災害防止のための安全措置等 ◆上記措置後、若干名の隊員を待機させ、その他は帰宅	自宅待機 （学内滞在の帰宅可能者は帰宅。帰宅困難者は自衛防災隊に合流） ◆各研究室・実験室の安全確認（安全確認は「火元責任者」の義務）	自宅待機 （学内滞在の帰宅可能者は帰宅。帰宅困難者は学内待避）	
地震発生				
↓ 地震発生後（突発時含む）	出勤（可能な者） ＜地震災害対策本部＞ ◆地震災害対策本部(自衛防災隊)の任務遂行 ・救護活動、点検・調査、復旧措置等 ・被害状況の把握 ・学生、教職員の安否等把握 ◆避難所の設置（帰宅不可能者を収容） ◆関係機関への通報連絡	出勤（可能な者） ◆出勤者は自衛防災隊に合流 ◆出勤不可能な者は所属系長、センター長、課長等に連絡のうえ、自宅待機	自宅待機 （学内滞在の帰宅可能者は帰宅。帰宅困難者は避難所へ収容）	

大規模地震への対応方針 (詳細版)

1. 東海地震注意情報の発表があった場合の対応策

(勤務時間中, 勤務時間外)

(勤務時間中)

1. 東海地震注意情報の発表があった場合の対応策

地震災害対策本部	教 職 員	学 生 対 策
1 地震災害対策本部の設置準備 対策本部長は、警戒宣言が発令された場合に直ちに地震災害対策本部を設置できるよう、その準備体制を執る。 また、自衛防災隊は、対策本部が設置された場合に直ちに任務に就けるよう、その準備体制に入る。 2 情報の収集及び伝達 総務班要員は直ちに地震に関する情報を収集し、自衛防災隊長に伝達する。	自衛防災隊長の指示に従い、次のとおり行動する。 1 総務班(情報収集連絡係)は、直ちに学内放送により学生、教職員に注意情報発表を伝達する。教職員はその後の情報に各自十分留意する。 2 教職員は、警戒宣言が発令された場合直ちに業務を停止できるよう、その準備体制に入る。 授業は直ちに中止し、学生を帰宅させる。 3 自衛防災隊員は、警戒宣言が発令された場合に直ちに任務に就けるよう、その準備体制に入る。 4 警戒宣言が発令されてからでは帰宅不可能な状況にある者(例えば遠距離通勤者)又は家庭等に特殊事情があつて帰宅を必要とする者は、火気等の安全を確認した後、総務班に連絡のうえ帰宅することができる。	1 授業中の教員は、直ちに授業を中止し、学生の氏名を確認したうえ、全員帰宅するよう指示する。 確認した学生の氏名は対策本部へ連絡する。 2 研究室の教員は、直ちに授業外の学生の氏名を確認したうえ、全員帰宅するよう指示する。 確認した学生の氏名は対策本部へ連絡する。 (学生宿舎生も自室に戻る)

(勤務時間外)

地震災害対策本部	教 職 員	学 生 対 策
1 情報の収集及び伝達 守衛又は総務班要員は直ちに情報を収集し、対策本部長、地震災害対策本部要員及び自衛防災隊長に伝達するとともに、学内放送により残務者及び学内に残っている学生に伝達する。 2 地震災害対策本部の設置準備 対策本部長及び対策本部要員(自衛防災隊員を含む)で出勤が可能な者は、家庭の安全を確認した後速やかに出勤し、警戒宣言が発令された場合に直に対策本部を設置できるよう、その準備体制に入る。	守衛及び残務者は、協力して警戒宣言が発令された場合の準備体制に入るとともに、その後の情報に各自十分留意する。 なお、警戒宣言が発令されてからでは帰宅不可能な状況にある者(例えば遠距離通勤者)又は家庭等に特殊事情があつて帰宅を必要とする者は、火気等の安全を確認した後、守衛に連絡のうえ帰宅する。	守衛及び残務者は、学内に残っている学生の氏名を確認したうえ、全員速やかに帰宅するよう指示する。 確認した学生の氏名は対策本部へ連絡する。 (学生宿舎生も自室に戻る)

2. 警戒宣言が発令された場合の対応策

（勤務時間中，勤務時間外）

地震災害対策本部	教 職 員	学 生 対 策
1 業務停止の措置 対策本部長は、直ちに業務停止の措置を執る。 2 地震災害対策本部の設置 (1) 対策本部長は、直ちに地震災害対策本部を設置する。 (2) 対策本部要員は、直ちに指定された任務に就く。 (3) 対策本部長は、必要に応じて環境保全・エネルギー対策委員会を招集する。 3 情報の収集及び伝達 総務班は、直ちに情報を収集し、自衛防災隊長に伝達する。 4 帰宅措置 対策本部長は、対策本部要員のうち家庭等に特殊事情があつて帰宅を必要とする者で、交通機関又は自動車(二輪車は除く)を利用しなくても帰宅可能な者は帰宅させる。 5 対策状況の把握 対策本部長は、学内の対策状況を把握し、必要な指示を与える。 6 学内の交通規制 学内の交通規制を行う。	自衛防災隊長は、隊員に直ちに指定された任務に就くよう指示する。 1 総務班(情報収集連絡係)は、直ちに学内放送により学生、教職員に警戒宣言の発令を伝達する。 2 隊員(教職員)は、自衛防災隊長の指示により、直ちに業務を停止し、速やかに次の二次災害防止のための安全措置を講ずる。 (1) 火気の安全措置を講じ、電源を切り、ガスの元栓を閉める。 (2) 危険薬品類及びRI施設の安全措置を講ずる。 (3) 重要物品を耐火金庫に入れる等の安全措置を講ずる。 (4) その他必要な安全措置を講ずる。 以上の措置を終えた者は、速やかに陸上競技場に集合する。 3 立入禁止の措置 工作班は、建物内の状況を確認したうえ、防火扉及び建物出入口の戸を閉め(施錠はしない)、立入禁止の措置をとる。 4 学内待機と帰宅措置 警戒宣言が発令されてからでは、帰宅不可能な状態にある者、又は家庭等に特殊事情があつて帰宅を必要とする者は、既に注意情報の発表のあった段階で帰宅していることとなっている。 自衛防災隊長は、対策本部長の指示により、副隊長及び自衛防災隊員のうちから若干名を学内に待機させ、その他の教職員については、交通機関又は自動車(二輪車は除く)を利用しなくても帰宅可能なものは帰宅させる。 5 教職員の所在の確認 自衛防災隊長は、学内待機者及び帰宅者の氏名を確認する。 6 対策本部への報告 自衛防災隊長は、以上の措置が完了した場合は、速やかにその状況と学内待機者、及び帰宅者の数を対策本部長に報告する。 7 学内待機者は、学内に待避している学生の協力を得て、学内の保全に努めるとともに、避難住民がいた場合の必要な対応等に当たる。	学生は、既に注意情報の発表があった段階で全員帰宅していることとなっている。 1 学生は、地域の自主防災組織体制下で行動する。 2 注意情報の発表があった際、帰宅しないで学内に残留している学生は、交通機関又は自動車(二輪車は除く)を利用しなくても帰宅可能な者は帰宅させ、それ以外の者は学内に待避させる。 3 学内に待避した学生及び宿舎生は、地震災害対策本部の指示のもと、学内の保全及び避難住民がいた場合の必要な対応等に協力する。

(勤務時間外)

地震災害対策本部	教 職 員	学 生 対 策
1 地震災害対策本部の設置 (1) 対策本部長及び地震災害対策本部要員（自衛防災隊員を含む）で出勤可能な者は、家庭の安全を確認した後、速やかに出勤する。 (2) 対策本部長は、直ちに地震災害対策本部を設置する。 (3) 対策本部要員は、直ちに指定された任務につく。 (4) 対策本部長は、必要に応じて環境保全・エネルギー対策委員会を招集する。 2 情報の収集及び伝達 守衛又は総務班要員は直ちに情報を収集し、対策本部長、地震災害対策本部要員及び自衛防災隊長に伝達するとともに、学内放送により残務者及び学内に残っている学生に伝達する。	1 自衛防災隊長は、速やかに出勤する。 2 守衛及び残務者は、協力して勤務時間中の場合に準じて、二次災害防止のための安全措置を講ずる。 3 出勤可能な者は、家庭の安全を確認した後、速やかに出勤し、二次災害防止のための安全措置を講ずる。 4 自衛防災隊長は、二次災害防止のための安全措置が完了したならば、隊員の内若干名を学内に待機させ、その他の者は帰宅させる。 5 自衛防災隊長は、学内待機者及び帰宅者の氏名を確認する。 6 自衛防災隊長は、以上の措置が完了した場合は、速やかにその状況と学内待機者及び帰宅者の数を、対策本部長に報告する。 7 学内待機者は、学内に待避している学生の協力を得て、構内の保全に努めるとともに、避難住民がいた場合の必要な対応等に当たる。	1 守衛及び残務者は、注意情報の発表があった際、帰宅しないで学内に残留している学生に対し警戒宣言が発令された旨を伝え、交通機関又は自動車（二輪車は除く）を利用しなくても帰宅できる者は速やかに帰宅させ、それ以外の者は学内の避難所に待避させる。 2 学内に待避した学生及び宿舎生は、地震災害対策本部の指示のもと、学内の保全及び避難住民がいた場合の必要な対応等に協力する。

3. 突発的に地震が発生した場合の対応策

（勤務時間中，勤務時間外）

地震災害対策本部	教 職 員	学 生 対 策
1 避難等の措置 総務班(情報収集連絡係)は直ちに学内放送により学生、教職員に陸上競技場への避難を伝達する。 2 地震災害対策本部の設置 (1) 対策本部長は、直ちに地震災害対策本部を設置する。 (2) 対策本部員は、速やかに指定された任務に就く。 (3) 対策本部長は、必要に応じて環境保全・エネルギー対策委員会を招集する。 (4) 対策本部長は、被害の状況に応じて応援活動を計画し、指示する。 (5) 対策本部長は、被害の状況等を勘案のうえ教職員及び学生の帰宅を指示する。 3 避難所の設置 (1) 対策本部長は、自衛防災隊長からの報告を勘案して避難所の設置を計画し指示する。 (2) 対策本部長は、避難所の業務について必要があるときは自衛防災隊の応援を指示する。 4 地区住民との対応 対策本部長は、本学へ避難してきた地区住民に対する必要な措置を指示する。	1 避難等の措置 (1) 火気・危険薬品を使用中の場合は直ちに安全措置を講じ、部屋出入口の扉を開け、速やかに机の下等に身体(特に頭部)を隠し、落下物、倒壊物及びガラスの破片等による事故から身体を守る。 (2) 万一、火災が発生した場合は初期消火に努める。 ・消火器及び消火栓による消火を行う ・延焼を防ぐため火災発生箇所の扉を閉める (3) 地震の揺れがおさまり次第、ヘルメット等を着用して速やかに陸上競技場に避難し、各人の確認を行う。 なお、その後の行動については対策本部長の指示に従う。 2 自衛防災隊の編成 (1) 自衛防災隊長は、直ちに自衛防災隊を編成する。 (2) 自衛防災隊員は、速やかに指定された班の任務に就く。 (3) 各班は、相互に連絡をとり臨機に応援する。 (4) 自衛防災隊長は、被害の状況を対策本部長に報告する (5) 自衛防災隊長は、被害の状況に応じた復旧活動を計画し実施する。 (6) 自衛防災隊長は、応急対策及び復旧状況を対策本部長に報告する。 3 帰宅・学内待避の措置 (1) 自衛防災隊長は、対策本部長の指示に基づき、帰宅可能な者は帰宅させ、不可能な者は対策本部長が指定した避難所に収容する。 (2) 自衛防災隊長は、帰宅者及び学内待避者の氏名を把握する。 (3) 自衛防災隊長は、必要があるときは、出勤可能な自衛防災隊員に家庭の安全を確認のうえ再び出勤するよう指示する。 4 学内待避者の措置 (1) 自衛防災隊長は、帰宅不可能な者を対策本部長が指定した避難所に収容する。 (2) 自衛防災隊長は、対策本部長から避難所の業務について応援の要請があった場合は直ちにその業務に協力する。	1 避難等の措置 (1) 授業中の学生の場合 授業担当教員は、火気・危険薬品を使用中の場合は直ちに安全措置を講じ、部屋出入口の扉を開け、速やかに机の下等に身体(特に頭部)を隠して落下物、倒壊物及びガラスの破片等による事故から身体を守るよう指示する。 地震の揺れがおさまり次第、速やかに陸上競技場へ避難させる。 (2) 体育の授業中の学生の場合 ① 体育館の場合 授業担当教員は、直ちに壁に身を寄せて落下物に注意するよう指示し、地震の揺れがおさまり次第、陸上競技場に避難させる。 ② 屋外の場合 授業担当教員は、速やかに当該施設内の安全な場所に身をかがめるよう指示し、地震の揺れがおさまり次第、陸上競技場に避難させる。 (3) 図書館に在る学生の場合 図書館長は、地震の揺れがおさまり次第、速やかに館内の学生を陸上競技場へ避難させる。 (4) (1)～(3)において、避難させた後各人の確認を行い、その後の行動については対策本部長の指示に従う。 (5) その他の学生の場合 学生宿舎、食堂、課外活動施設、研究室及び構内の道路等に在る学生は、速やかに近くの安全と思われる場所に待避し、地震の揺れがおさまり次第、陸上競技場に避難し、その後の行動については対策本部長の指示に従う。 2 帰宅・学内待避の措置 (1) 自衛防災隊長は、対策本部長の指示に基づき、帰宅可能な学生は帰宅させ、不可能な学生は対策本部長の指定した避難所に収容する。 (2) 自衛防災隊長は、帰宅学生及び学内待避学生の氏名を把握する。 3 学内待避者の措置 学内に待避した学生及び宿舎生は、地震災害対策本部の指示のもと、学内の保全及び避難住民がいた場合の必要な対応及び学生の安否確認等に協力する。

(勤務時間外)

地震災害対策本部	教 職 員	学 生 対 策
1 出勤 対策本部長及び地震災害対策本部要員(自衛防災隊員を含む)で出勤可能な者は、家庭の安全を確認した後、速やかに出勤する。 2 地震災害対策本部の設置 (1) 対策本部長は、出勤した者により直ちに地震災害対策本部を設置する。 (2) 対策本部員は、速やかに指定された任務に就く。 (3) 対策本部長は、必要に応じて環境保全・エネルギー対策委員会を招集する。 (4) 対策本部長は、被害の状況に応じて応援活動を計画し、指示する。 (5) 対策本部長は、学生がいる場合は学内待避又は帰宅について指示する。 3 避難所の設置 (1) 対策本部長は、自衛防災隊長からの報告を勘案して避難所の設置について計画し指示する。 (2) 対策本部長は、避難所の業務について必要があるときは自衛防災隊の応援を指示する。 4 地区住民との対応 対策本部長は、本学へ避難してきた地区住民に対する必要な措置を指示する。	1 守衛及び残務者の任務 (1) 身体 of 安全を確保した後、可能な限り二次災害防止の措置をとる。 (2) 学生がいる場合、残務者は学生を陸上競技場へ避難させる。 (3) 負傷者がある場合は緊急措置をとる。 (4) 防災関係緊急連絡網により、可能な限り連絡をとる。 2 出勤 (1) 出勤可能な者は、家庭の安全を確認した後、速やかに出勤する。 (2) 出勤不可能な者は、その旨を系長、センター長、課長等に連絡し、自宅で待機して指示を待つ。 3 自衛防災隊の編成 (1) 自衛防災隊長は、出勤した者により直ちに自衛防災隊を編成する。 (2) 自衛防災隊員は、速やかに指定された班の任務に就く。 (3) 各班は、相互に連絡をとり臨機に応援する。 (4) 自衛防災隊長は、被害の状況を対策本部長に報告する。 (5) 自衛防災隊長は、被害の状況に応じた復旧活動を計画し実施する。 (6) 自衛防災隊長は、応急対策及び復旧状況を対策本部長に報告する。 4 学内待避者の措置 (1) 自衛防災隊長は、帰宅不可能な者を対策本部長が指定した避難所に収容する。 (2) 自衛防災隊長は、対策本部長から避難所の業務について応援の要請があった場合は直ちにその業務に協力する。	1 避難等の措置 残務者は、学内に残留している学生を陸上競技場へ避難させ、対策本部長の指示があるまで待機させる。 2 帰宅・学内待避の措置 (1) 自衛防災隊長は、対策本部長の指示に基づき、帰宅可能な学生は帰宅させ、不可能な学生は対策本部長の指定した避難所に収容する。 (2) 自衛防災隊長は、帰宅学生及び学内待避学生の氏名を把握する。 3 学内待避者の措置 学内に待避した学生は、地震災害対策本部の指示のもと、学内の保全、避難住民に対して必要な対応及び学生の安否確認等に協力する。

4. 地震発生後の対応策

班	業務内容
1. 総務班 班長：総務課長 総務課副課長	総務班は、次の業務を行う。 (1) 地震災害対策本部の設営及び業務全体を把握し、総括する。 (2) 要員の確保に努める。 ア 業務が 24 時間勤務態勢となり著しく過酷となる可能性が大きいことから、教職員の心身の健康に十分留意する。 イ 勤務可能者により宿日直体制をとる。 (3) 報道機関等外部との対応 ア 学内状況等の情報を報道機関に提供する。(原則として対策本部が対応する) イ 学外諸機関、個人の訪問に対応する。 (4) 学外への施設等の提供 ア 被害地域における人命救助その他救護活動のため施設等の使用依頼があった場合は、関係部局等と連絡調整を行う。 (5) 文部科学省その他関係官公署との連絡調整 ア 文部科学省、豊橋市等の関係機関との連絡を密にし、災害対策について連絡調整を行う。(文部科学省との連絡調整は対策本部が行う) (6) 消防署及び警察署との連絡 ア 必要に応じて消防署及び警察署との連絡調整をする。 (7) 気象情報の確認連絡及び交通機関の調査 ア 必要に応じて気象情報を確認し、各班に連絡する。 イ 交通機関の運行状況を調査するとともに、交通機関が不通の場合は、代替交通手段の確保のための対策を講ずる。 ウ 緊急車両の指定を定めておく。 (8) 必要に応じて学内放送を流す。
2. 連絡班 班長：総務課副課長	連絡班は、次の業務を行う。 (1) 情報収集及び伝達 ア 各班等からも情報を得て、学内の状況を迅速かつ正確に把握する。 イ 電話、FAX、地方公共団体広報誌、新聞、ラジオ、テレビ等あらゆる情報手段を用いて早く正確な情報収集に努める。 ウ 地方公共団体等外部から情報を得よう努める。 エ 得られた情報で有用なものは、各班等に伝達する。

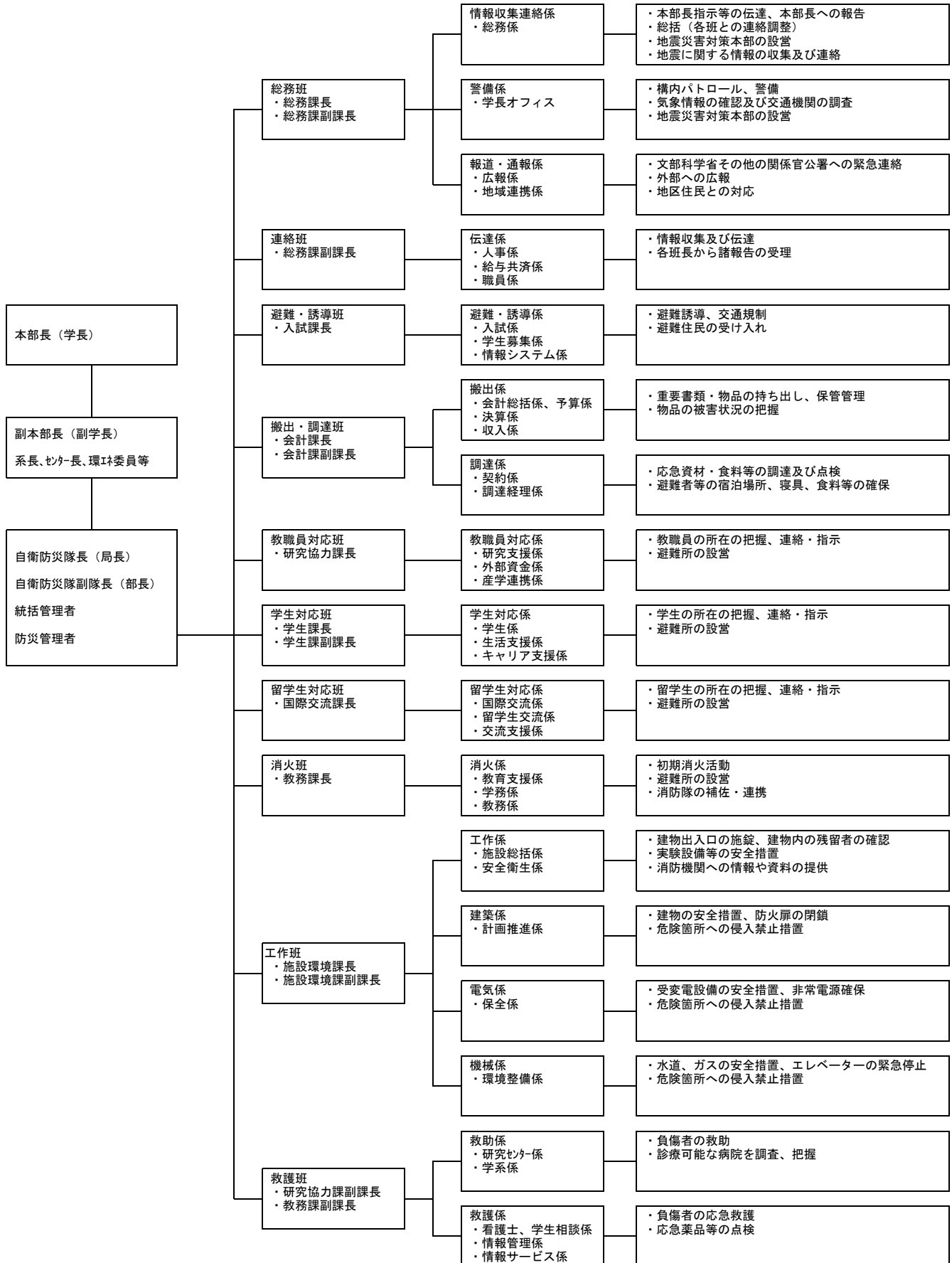
班	業務内容
3. 避難・誘導班 班長：入試課長	避難・誘導班は、次の業務を行う。 (1) 避難者を避難所まで安全に誘導するとともに交通規制をして、避難経路の確保をする。 (2) 避難住民を受け入れることについて対策本部と連絡調整を行う。 ア 受け入れることとなった場合は、その場所（教室等）を特定し、地方公共団体と連絡を取る。 イ 避難者名簿を備え付けて、氏名、人数等を把握する。 ウ 避難者の安否確認照会等の対応窓口を設置する。 エ 地方公共団体からの避難住民への情報伝達が、迅速かつ正確に行われるように配慮する。 オ 飲料水、食料等救援物資の受け入れに関し、地方公共団体及び他大学等との連絡調整を行う。 カ 避難住民からの要望等は、可能な限り希望に添えるように努める。 キ 避難住民への訪問者に対応する。 ク 避難住民に自治組織を作らせる。 （ア）大学、地方公共団体との連絡調整窓口の一本化を図る。 （イ）秩序を守り、相互援助を行い、不自由な生活をできる限り快適なものにする。 ケ 関係機関との対応を行う。 (3) 義援金の受け入れ並びに運用を行う。 ア 銀行振込先を設定し、振込人、金額を確認し、管理する。 イ 別に設置する委員会等において適正に運用する。
4. 搬出・調達班 班長：会計課長 会計課副課長	搬出・調達班は、次の業務を行う。 (1) 救急物資等の搬出入及び保管のための場所を確保する。 ア トラックの運転要員を確保する。 (2) 他大学、地方公共団体等から飲料水、食料等救援物資を受け入れる。 ア 数量等を管理する。 イ 避難住民及び自衛防災隊員等に配給する。（配布は、同一品質、同一数量に努める） ウ 搬入の時間が予測できないことに留意しつつ、受け入れ要員の確保を図る。 (3) 地震災害対策本部要員の宿泊のための場所、寝具、食料等を確保する。

班	業務内容
	(4) 教職員宿舎の確保 ア 被災教職員の状況に応じ教職員宿舎の確保に努める。 (5) 所有財産の使用許可（手続きは対策本部が行う） ア 各部局における施設提供に伴う使用許可について、関係省庁と連絡調整の上、手続きを進める。 (6) 物品の被害状況を把握する。 ア 研究用機器等物品の被害状況調査を早急に進め、取りまとめを行う。 (7) 重要な書類及び物品の搬出、保管管理をする。
5. 教職員対応班 班長：研究協力課長	教職員対応班は、次の業務を行う。 (1) 教職員の安否を確認するとともに、教職員、その家族及び家屋等の被災状況を調査する。 ア 調査にあたっては、各課等と連絡を密にし、全学の状況を正確に把握するように努める。 イ 調査、確認にあたっては、FAX、電話、電子メール等あらゆる手段を活用する。
6. 学生対応班 班長：学生課長 学生課副課長	学生対応班は、次の業務を行う。 (1) 学生の安否を確認するとともに、学生、その家族及び家屋等の被災状況を調査する。 ア 調査にあたっては、各課等と連絡を密にし、全学の状況を正確に把握するように努める。 イ 調査、確認にあたっては、FAX、電話、電子メール等あらゆる手段を活用する。 (2) 学生の生活指導を行う。 (3) 学生の宿舎の斡旋確保に努める。 (4) 学生の課外活動及び学内外でのボランティア活動の状況の把握に努め、必要な指導を行う。 (5) 学生関係諸行事の実施に関し、速やかに学内の連絡調整を行い、その結果を適当な広報手段により学生等関係者に通報する。（本事項は対策本部が行う。） (6) 宿舎生の安否確認及び学生宿舎の安全確認を行い、被害状況を調査する。 (7) 福利厚生施設の安全確認を行い、被害状況を調査（厚生会委託業者との連携による）する。 (8) 災害発生時期によっては、学生の各種納付金（授業料等）の期限について関係各課と連絡調整を図る。（本字工は対策本部が行う。）

班	業務内容
7. 留学生対応班 班長：国際交流課長	留学生対応班は、次の業務を行う。 (1) 留学生の安否を確認するとともに、留学生、その家族及び家屋等の被災状況を調査する。 ア 調査にあたっては、各課等と連絡を密にし、全学の状況を正確に把握するように努める。 イ 調査、確認にあたっては、FAX、電話、電子メール等あらゆる手段を活用する。
8. 消火班 班長：教務課長	消火班は、次の業務を行う。 (1) 火災の発生状況を把握する。 (2) 火災が発生した場合、出火階に直行し、消火器、屋内消火栓による初期消火活動を行う。 (3) 消防署が到着した場合の消火作業等との連携及び補佐を行う。 (4) 避難所の設営を行う。 ア 避難所に指定された建物について、避難所として必要な設備を設置する。 (ア) 可能な限り炊事、洗濯（物干し）設備の設置、仮設電話の設置、保安措置等を行う。 (イ) 簡易トイレ、風呂（男女別）を設置する。 イ 避難住民を受け入れた場合も、避難所を設置する。
9. 工作班 班長：施設環境課長 施設環境課副課長	工作班は、次の業務を行う。 (1) 施設、設備及び土地の被害状況を把握する。 ア 学内の状況を把握し、取りまとめを行う。 イ 二次災害の恐れがある施設等については、直ちにテープ等で立ち入り禁止の措置をとり、応急処置を施す。 ウ 被害状況については、復旧作業する前に日付入り写真、ビデオ等を活用して記録をとるように努める。 (2) ライフラインを確保する。 ア 電気、ガス、水道、電話等ライフラインの早期普及に努める。 (3) 国際交流会館及び課外活動施設の建物の安全確認を行い、被害状況を調査する。
10. 救護班 班長：研究協力課副課長 教務課副課長	救護班は、次の業務を行う。 (1) 負傷した教職員、学生等の応急手当を行う。 (2) 診療が可能な病院を調査し、把握する。 ア 負傷した教職員、学生等に受診を指示し、必要に応じて搬送を行う。 (3) 救護班員に応急手当・搬送等の指示を出し、負傷者を救出する。

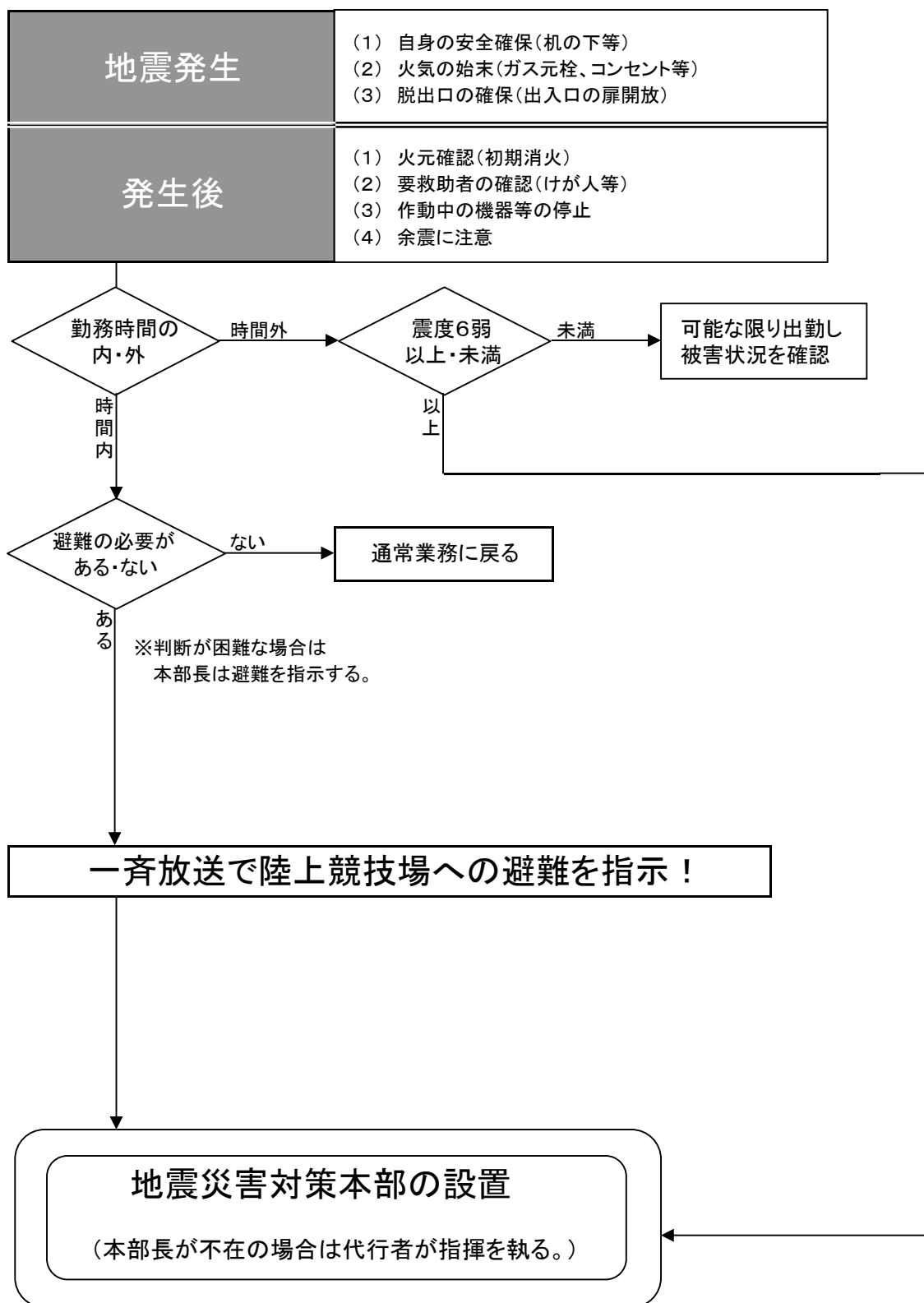
11. 環境保全・エネルギー対策委員会	地震対策本部長は、全学的に災害の対応を協議調整する必要がある場合、委員会を招集する。
12. 学生	(1) 学生は本人及び友人に関する知り得る安否等の情報を、学務課と所属系（クラス担任、指導教員等）の両方に連絡する。 (2) 連絡方法は、電子メール・電話・FAX・葉書（安否伝達葉書）の利用、又は直接窓口で報告する。

自衛防災隊の組織及び任務

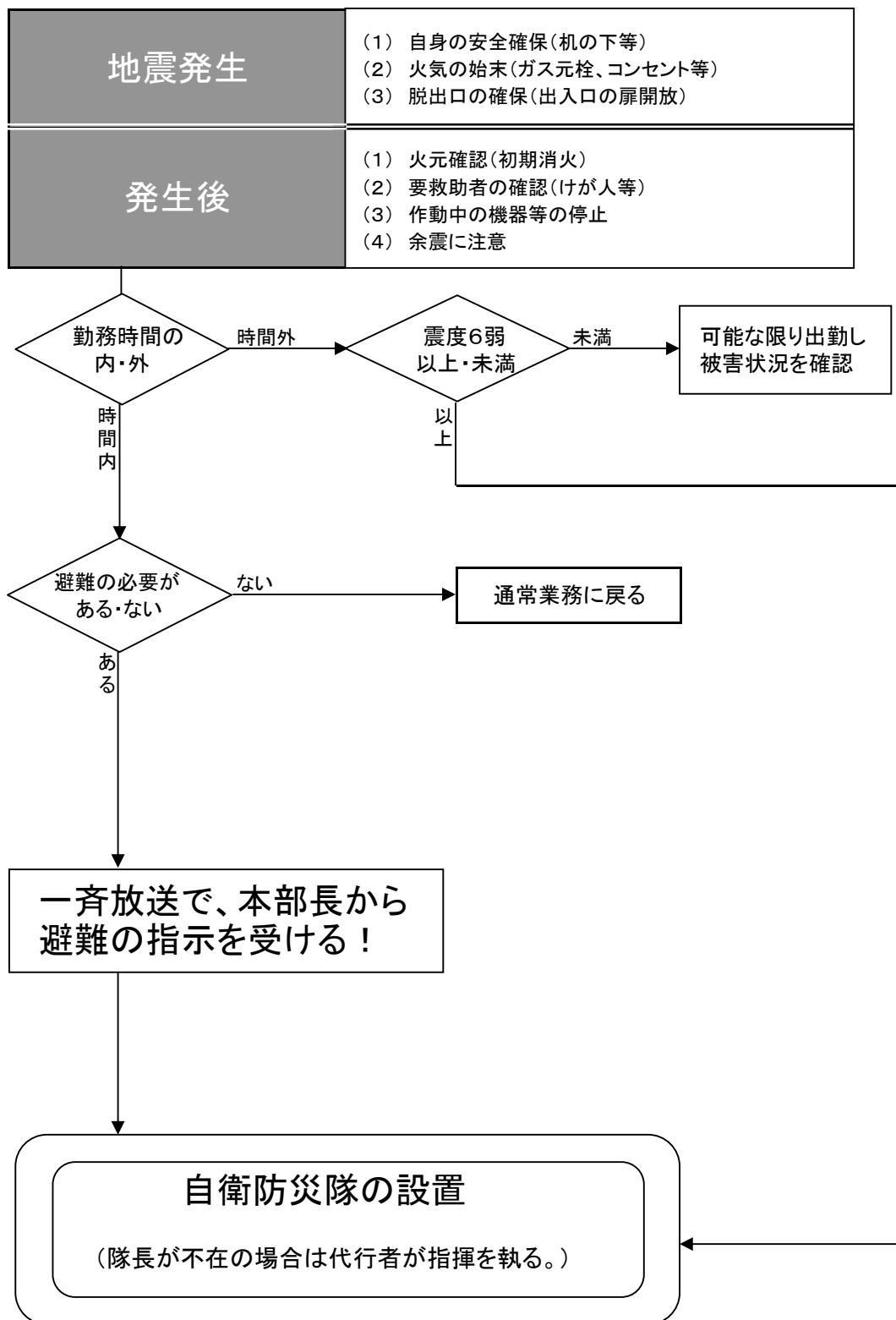


参 考 資 料

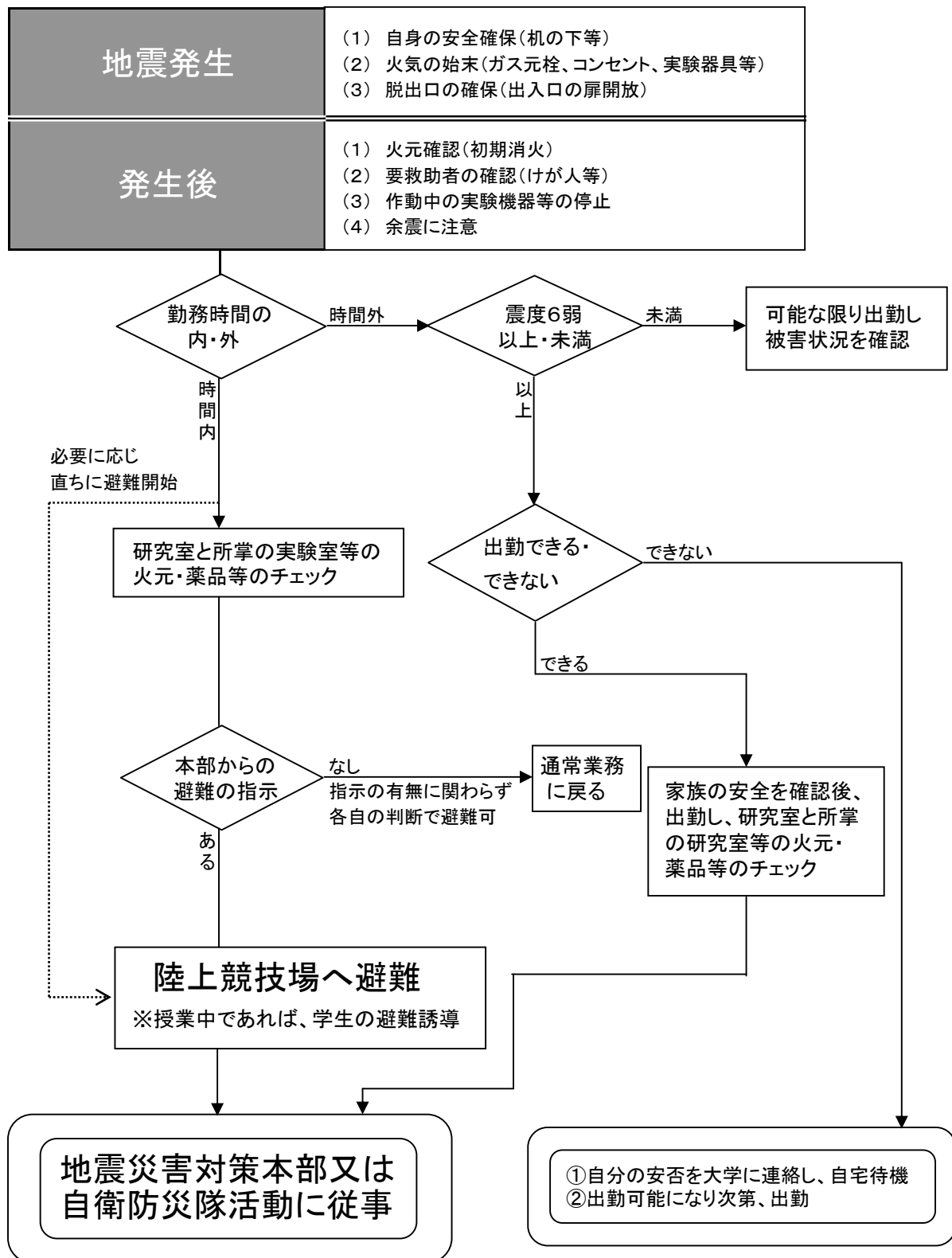
大規模地震発生時の初動マニュアル(対策本部長)



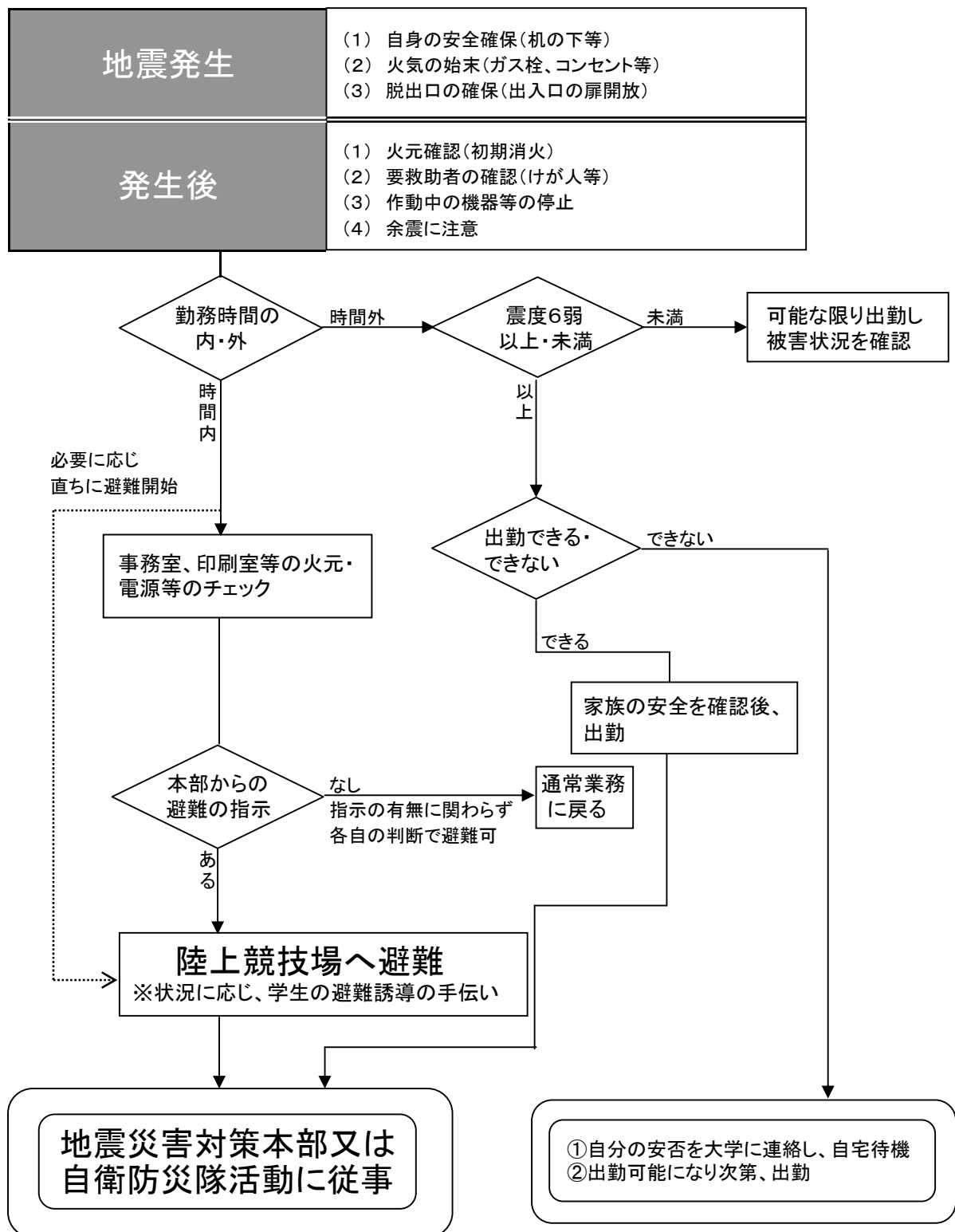
大規模地震発生時の初動マニュアル(自衛防災隊長)



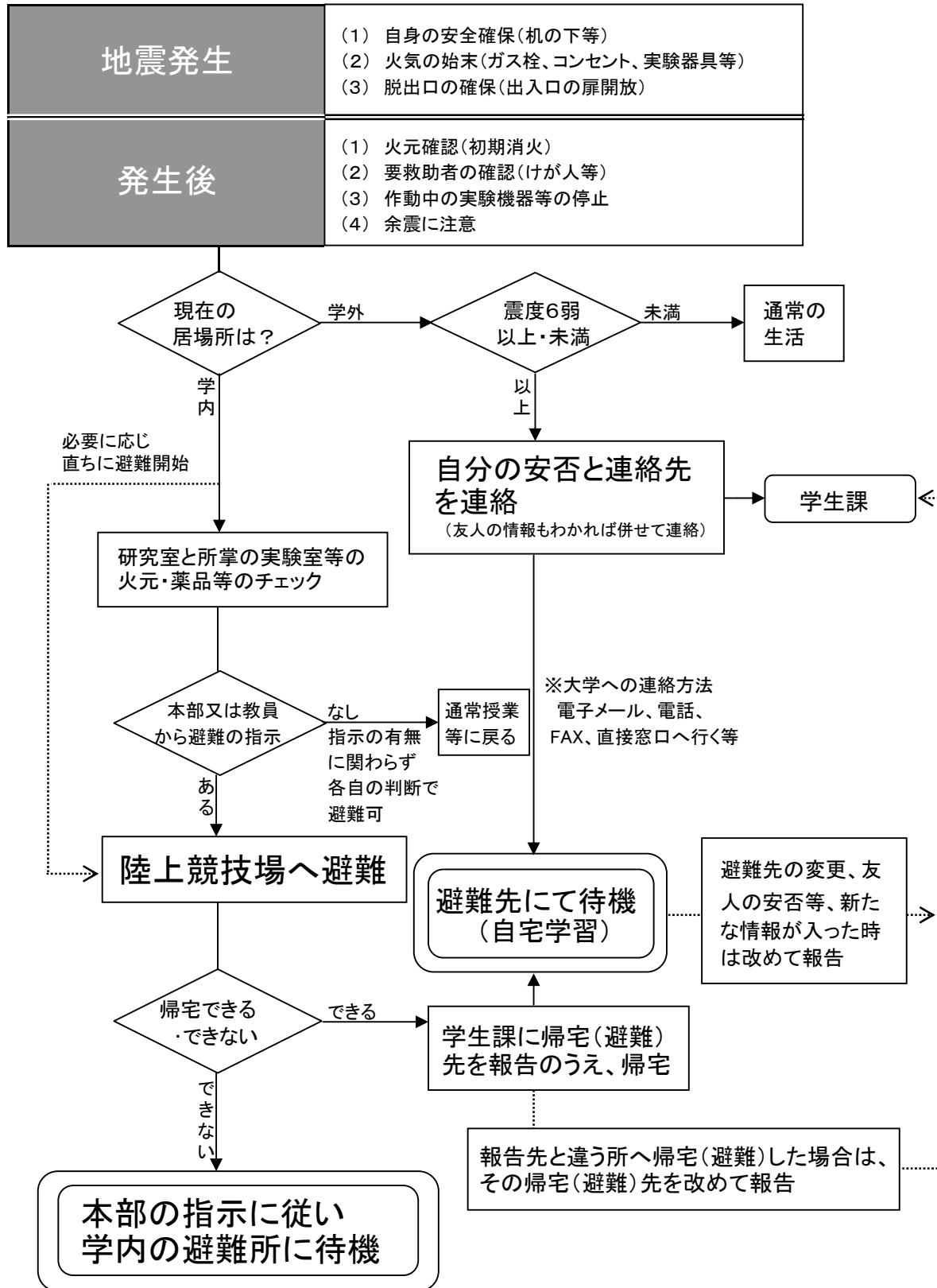
大規模地震発生時の初動マニュアル(教員)



大規模地震発生時の初動マニュアル(事務職員)



大規模地震発生時の初動マニュアル(学生)



※ 避難の際エレベータを使用しない

国立大学法人豊橋技術科学大学地震防災管理規程

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 58 号)

目次

第 1 章	総則 (第 1 条, 第 2 条)
第 2 章	平常時における対策 (第 3 条)
第 3 章	東海地震注意情報発表時から警戒宣言発令時までの措置 (第 4 条～第 8 条)
第 4 章	警戒宣言発令時の措置 (第 9 条～第 15 条)
第 5 章	地震発生時の措置 (第 16 条)
第 6 章	地震発生後の措置 (第 17 条)
第 7 章	訓練及び教育・広報 (第 18 条～第 20 条)
第 8 章	雑則 (第 21 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大規模地震対策特別措置法 (昭和 53 年法律第 73 号。以下「大震法」という。) 及び国立大学法人豊橋技術科学大学防災管理規程 (平成 16 年度規程第 56 号。以下「防災管理規程」という。) 第 12 条の規定に基づき、大震法に定められた東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における地震防災について必要な事項を定め、大規模地震による災害の防止と、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲及び責務)

第 2 条 この規程は、国立大学法人豊橋技術科学大学 (以下「本法人」という。) の職員 (以下「職員」という。)、豊橋技術科学大学の学生 (以下「学生」という。) 及び本法人に出入りする者等すべての者に適用する。

2 地震が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、この規程に従い、相互に協力して事態に対処しなければならない。

第 2 章 平常時における対策

(震災予防措置)

第 3 条 国立大学法人豊橋技術科学大学防火管理規程 (平成 16 年度規程第 57 号。以下「防火管理規程」という。) 第 8 条に定める点検検査員は、地震時の災害を予防するため、防火管理規程別表第 1 による各種点検及び次の事項を行うものとする。

(1) 建築物に付随する看板、各種機器、照明器具、工具棚等の落下防止措置

(2) 火気使用設備器具等の耐震安全装置の作動確認

(3) 火気使用設備器具の周囲に転倒又は落下するおそれのある物品の除去

(4) 危険物等の漏洩、流失等の予防措置

(5) 各種機器における非常停止装置の機能確認

第 3 章 東海地震注意情報発表時から警戒宣言発令時までの措置

(対策本部の設置及び自衛防災隊の編成準備体制)

第 4 条 東海地震注意情報発表時から地震発生時に備え、直ちに防災管理規程第 9 条に定める対策本部 (以下「対策本部」という。) を設置するための準備体制をとる。

2 対策本部の本部長は、直ちに情報の収集等を行うよう指示するものとする。

(東海地震注意情報発表の伝達)

第 5 条 東海地震注意情報発表を確認した者は、速やかに学長又は他の職員に連絡しなければならない。

2 学長は、職員に正確な情報の入手に努めさせ、東海地震注意情報発表を確認した場合、直ちに防災管理規程第 8 条に定める自衛防災隊 (以下「自衛防災隊」という。) を指揮し、自衛防災隊の各班 (以下「各班」という。) の任務分担に応じた応急対策の準備的な対応を講じさせ

る。

3 自衛防災隊総務班情報収集連絡係は、自衛防災隊長（以下「隊長」という。）の指示を受け構内放送により、東海地震注意情報を職員に周知させる。

（学生の安全対策）

第6条 東海地震注意情報が発表された場合は、授業又は学校行事は直ちに中止し、学生に対し速やかに帰宅するよう指導する。

（勤務時間外における体制）

第7条 勤務時間外において、東海地震注意情報が発表されたことを確認した者は、直ちに守衛に連絡するものとする。

2 守衛は、前項により通報を受けた場合、又は東海地震注意情報発表を確認した場合は、防火管理規程別表第2により関係者に通報するものとする。

第8条 自衛防災隊の隊員（以下「隊員」という。）は、勤務時間外に東海地震注意情報発表を確認した場合、又は通報を受けた場合は、原則として、直ちに大学において応急対策等を講じなければならない。

第4章 警戒宣言発令時の措置

（自衛防災隊の応急活動）

第9条 警戒宣言が発令された場合は、自衛防災隊の各班は任務分担に応じ、被害の軽減のための点検確認等の応急対策を講じるものとする。

（警戒宣言発令の伝達）

第10条 職員は、テレビ・ラジオ、又はサイレン等によって、警戒宣言の発令を確認した場合は、地震予知の内容を記録し隊長に通報する。

2 隊長は、伝達を受けた場合等警戒宣言の発令を確認した場合は、警戒宣言の発令を自衛防災隊副隊長及び自衛防災隊の各班長に伝達する。

3 自衛防災隊総務班情報収集連絡係は隊長の指揮を受け構内放送により、警戒宣言の発令を職員及び学生に周知するとともに、地区周辺の治安状況、交通状況、電気・ガス・水道の供給状況、電話の通話等必

要な情報の伝達を行うものとする。

（ガスの供給停止及び火気使用の中止）

第11条 隊長は、警戒宣言が発令された場合は、直ちに自衛防災隊工作班に命じ、ガスの供給を停止するものとし、火気使用を中止させなければならない。ただし、火気の使用が特に必要な場合は、最小限の使用を認めることができる。

（学生の保護等）

第12条 警戒宣言が発令された場合は、隊長は、隊員、及び職員に学生を誘導のうえ、陸上競技場に避難させるよう指示する。

（教職員の避難）

第13条 隊長は、点検防護措置が完了した旨の報告を受けたのち、速やかに隊員を除く他の職員を帰宅させる。

（災害発災後の救護活動の準備）

第14条 隊長は、発災後の救護活動を円滑に実施するための準備を整えるものとする。

（避難所開設への協力）

第15条 学長は、国又は地方公共団体等から本学に避難所の開設要請があった場合、必要な協力を行うものとする。

第5章 地震発生時の措置

（情報の収集及び伝達）

第16条 地震により火災が発生した場合は、自衛防災隊消防班を中心に消火活動にあたるものとする。

2 地震により負傷者等が生じた場合は、自衛防災隊救護班を中心に救護活動にあたるものとする。

3 災害時の情報伝達は、大学内の災害状況を伝えとともに、大学周辺の被害状況についても、伝達するものとする。

第6章 地震発生後の措置

(被害状況の把握)

第17条 隊長は、地震時の二次災害を防止するため、各班を指揮し、火気使用設備器具及び危険物施設等について点検、検査を実施し、破損、変形等の箇所について、応急措置を行うとともに、全機器について安全を確認後、使用を開始するものとする。

2 隊長は、大学内の者の所在を確認し、身元不明者がいる場合は直ちに消防署等防災機関に通報するとともに自衛防災隊各班に救護活動の協力を指示する。

第7章 訓練及び教育・広報

(地震防災訓練)

第18条 地震災害を最小限にとどめるために、次の訓練を行う。

(1) 個別訓練

情報の収集・伝達・初期消火・救護など班別の訓練を年1回以上実施する。

(2) 総合訓練

個別訓練をまとめた総合訓練を年1回以上実施する。

2 学長は、職員が国又は地方公共団体等が行う防災訓練に参加するよう便宜を図る。

3 学生に対する防災訓練は、教育活動の一環として行うものとし、具体的実施内容は、学年暦等で定める。

(地震防災に対する教育及び広報)

第19条 職員に対する地震防災に関する教育は、次によるものとする。

(1) 警戒宣言の性格及びこれに基づく措置内容

(2) 予知される地震及び津波に関する知識

(3) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発表時、及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

(4) 職員が果たすべき役割

(5) 地震防災対策として、現在講じられている措置に関する知識

(6) 今後、地震対策として取り組む必要がある課題

2 学長は、職員が国又は地方公共団体等が行う防災教育の研修を受けるよう便宜を図る。

(基準の特例)

第20条 学長は、警戒宣言発令以後の状況等から、この規程により活動することが困難と判断した場合は、防災管理規程第10条に基づき、避難を命ずるものとする。

第8章 雑則

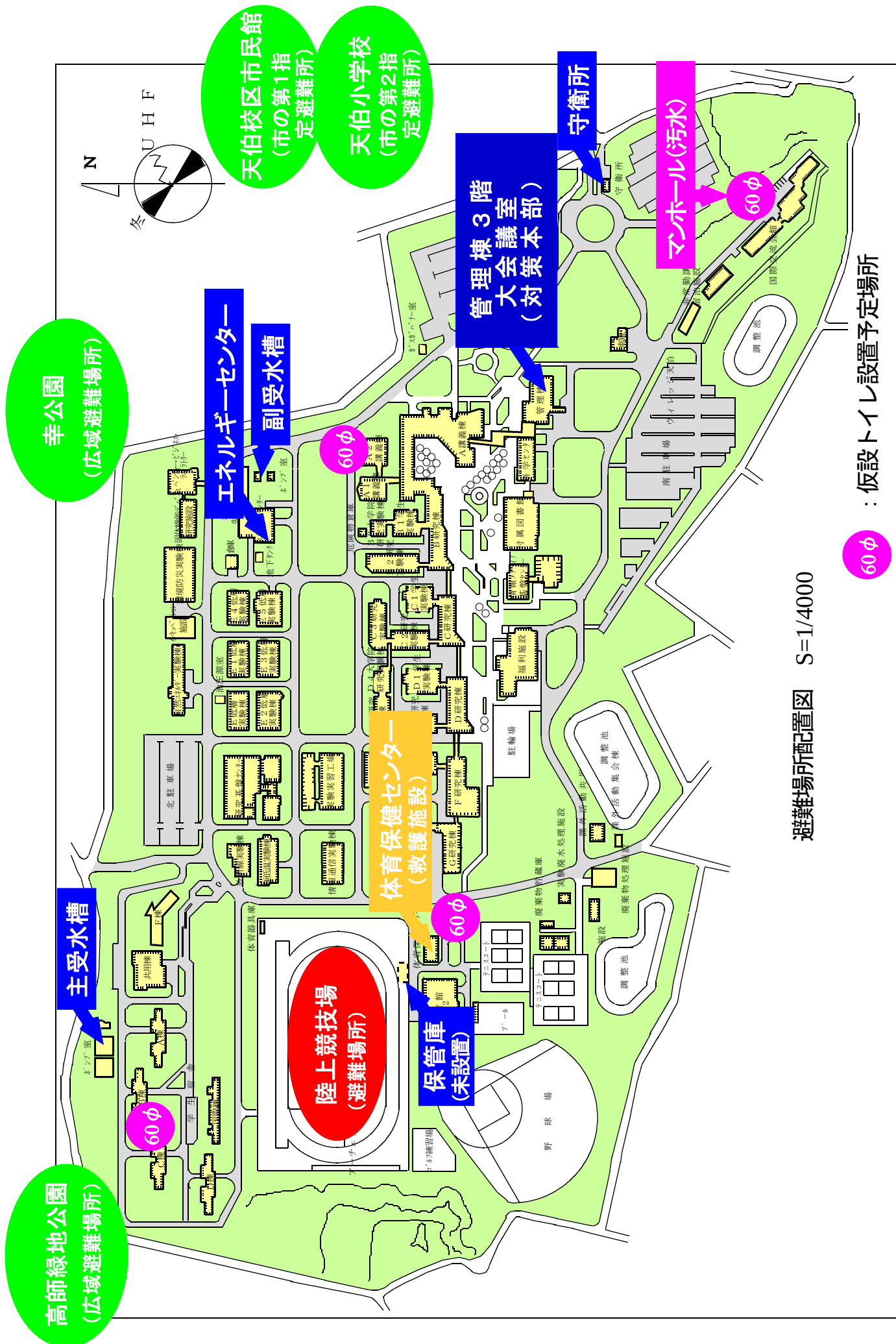
(規程の改廃)

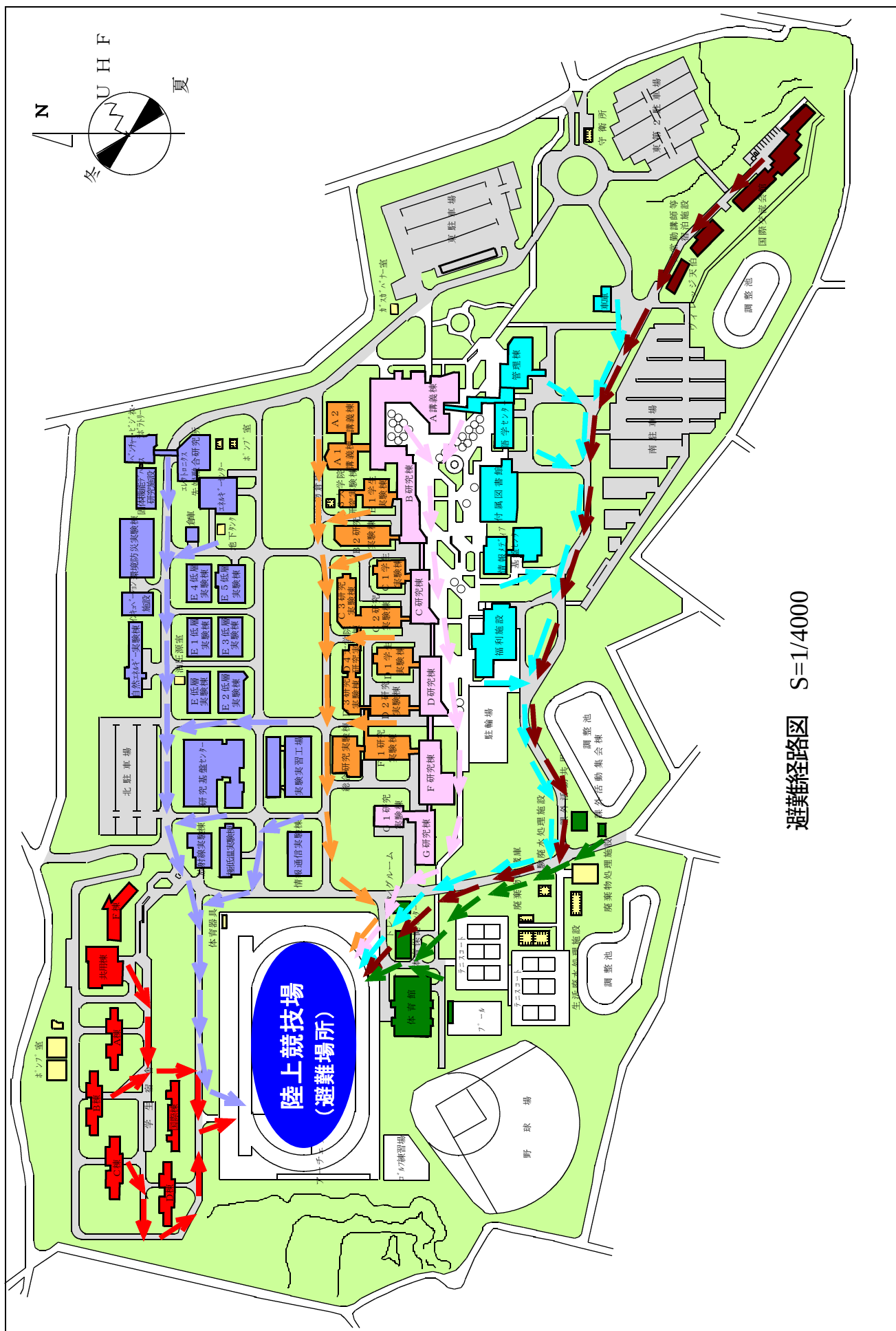
第21条 この規程の改廃は、国立大学法人豊橋技術科学大学の規則の種類及び制定等に関する規程（平成16年度規程第1号）の規定により、大学運営会議の議を経て学長が行う。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

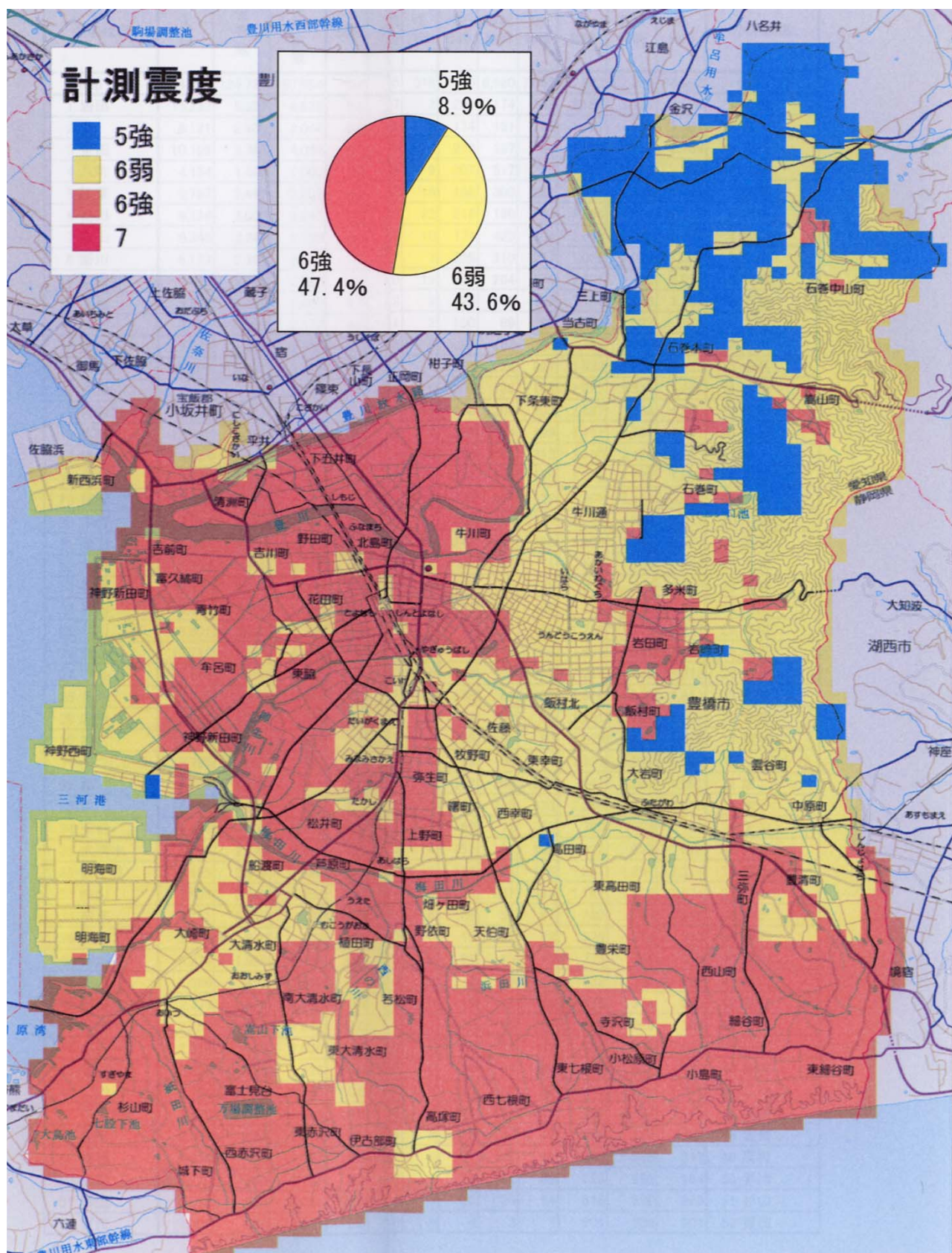
2 豊橋技術科学大学地震防災管理規程（昭和55年12月1日制定）は、廃止する。





避難経路図 S=1/4000

想定東南海地震による震度分布予測図



伝 達 内 容 (学 内 一 斉 放 送)

※各伝達内容は、ゆっくりと話し、2回繰返す。

【伝達内容 ①】・・・勤務時間中に東海地震注意情報の発表があった場合

「こちらは自衛防災隊総務班です。ただ今、東海地震注意情報の発表がありました。数時間以内に警戒宣言が発令される可能性があります。警戒宣言が発令された場合、鉄道・バス等の交通機関の運行及び自家用車の使用も大幅に制限されます。このため直ちに授業を終了し、原則として学生を帰させてください。また、教職員は自衛防災隊を編成できるよう準備に入ってください。」

【伝達内容 ②】・・・勤務時間外に東海地震注意情報の発表があった場合

「こちらは守衛所です。ただ今、東海地震の注意情報の発表がありました。数時間以内に警戒宣言が発令される可能性があります。警戒宣言が発令された場合、鉄道・バス等の交通機関の運行及び自家用車の使用も大幅に制限されますので、学内に残っている学生は直ちに帰宅してください。また、警戒宣言が解除されるまでは自宅に待機してください。また、教職員は火気、薬品などの安全を確認してください。なお、警戒宣言が発令されてからでは帰宅不可能な状況にある職員(例えば遠距離通勤者)又は家庭等に特殊事情があって帰宅を必要とする職員は、守衛所に連絡のうえ帰宅してください。その他の職員は警戒宣言が発令された場合の準備体制に入ってください。」

【伝達内容 ③】・・・勤務時間中に警戒宣言が発令された場合

「こちらは自衛防災隊総務班です。ただ今、東海地震の警戒宣言が発令されました。この警戒宣言によりますと○日以内(○時間以内)に東海地震が起こる可能性が極めて高いことを伝えております。このため学内に残っている学生は、徒歩か自転車、又はオートバイで帰宅してください。なお教職員は火気、薬品など十分確認した上で、地震災害対策本部に集合してください。」

【伝達内容 ④】・・・勤務時間外に警戒宣言が発令した場合

「こちらは守衛所です。ただ今、東海地震の警戒宣言が発令されました。この警戒宣言によりますと○日以内(○時間以内)に東海地震が起こる可能性が極めて高いことを伝えております。このため直ちに学生は、徒歩か自転車、又はオートバイで帰宅してください。なお、教職員は火気薬品など十分確認した上で、地震災害対策本部に集合してください。」

【伝達内容 ⑤】・・・勤務時間中に突発的に大きな地震が発生した場合

ア 直ちに避難の必要があると判断した場合

「こちらは自衛防災隊総務班です。ただ今大地震が発生しました。落ち着いて下さい。まず災害が発生している教室や事務室では、初期消火を行い、その後姿勢を低くし、落ち着いて避難してください。また、ガスの元栓や火元に近い人、実験器具や薬品に近い人は、火の始末、又は実験器具・薬品を片づけてください。次に、落ち着いて陸上競技場又は最寄りの安全な場所に避難して下さい。近くに負傷者がいれば、周りの人と協力して避難させてください。(2回繰返した後)また、ただ今から地震災害対策本部を設置し、自衛防災隊を編成します。」

イ 避難の判断が困難な場合

「こちらは自衛防災隊総務班です。ただ今地震が発生しました。大きな地震ではないと思いますが、被害が出ている可能性がありますので、落ち着いて陸上競技場又は最寄りの安全な場所に避難して下さい。また、ガスの元栓や火元に近い人、実験器具や薬品に近い人は、火の始末、又は実験器具・薬品を片づけて下さい。万が一、火災が発生している教室や事務室では、初期消火を行い、その後姿勢を低くし落ち着いて避難してください。(2回繰返した後)また、ただ今から地震災害対策本部を設置し、自衛防災隊を編成します。」

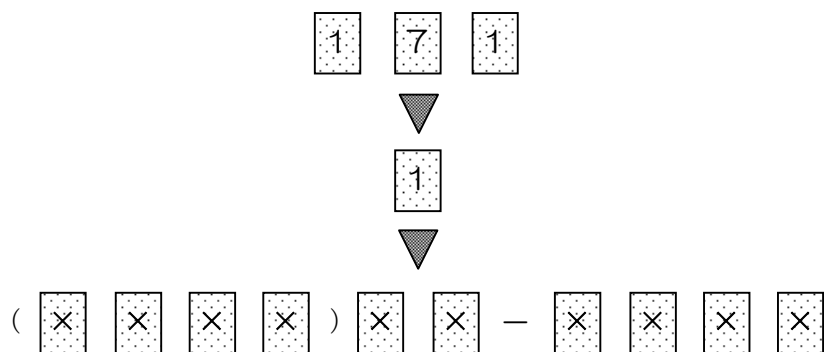
ウ 避難の必要がないと判断した場合

「こちらは自衛防災隊総務班です。ただ今地震が発生しましたが、現在のところは大きな被害はないと思われますので、周りの状況を調査のうえ安全ならば授業、又は業務を続けてください。なお被害があった場合は速やかに、総務課総務係6504、2010へ連絡してください。」

災害時伝言ダイヤルの利用方法

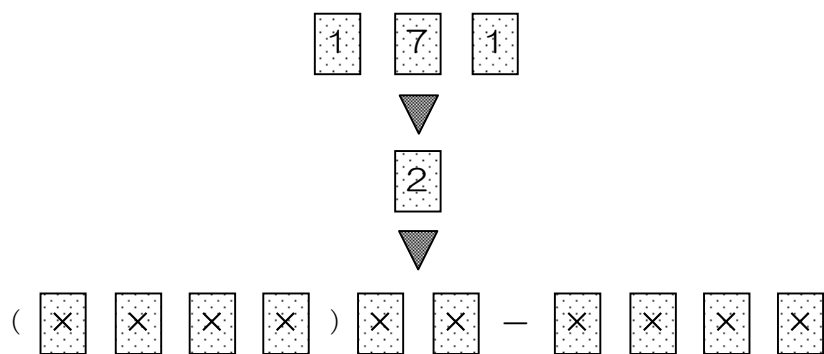
災害時伝言ダイヤルは災害発生時のみ利用可能になる「声の伝言板」です。このサービスは、電話がつながらない時にも利用することができ、安否確認等に役立ちます。自宅の電話や公衆電話、携帯電話から利用できます。

(1) 伝言の録音方法



自宅の電話番号を市外局番から入力

(2) 伝言の再生方法



自宅の電話番号を市外局番から入力

(注) 伝言は、自宅の電話番号を知っているすべてのかたが聞くことができます。聞かれないメッセージを録音する場合には、あらかじめ暗証番号を決めておく必要があります。

緊急地震速報 利用の心得

ふだんから、家屋の耐震化や家具の固定など、地震に備えましょう！

地震の揺れを感じたら…
(緊急地震速報がなくても)

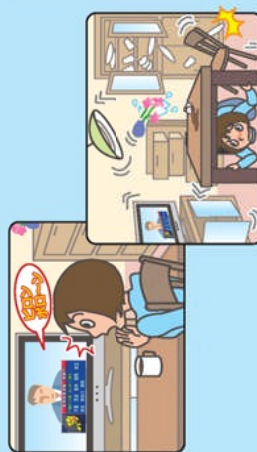
まわりの人にも声をかけながら

あわてず、まず身の安全を!!
地震の揺れを感じたら…
緊急地震速報を見聞きしたら…
(地震の揺れを感じなくても)

緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れがくるまでの時間は数秒から数十秒しかありません

家庭では

- 頭を保護し、じょうぶな机の下など安全な場所に避難する
- あわてて外へ飛び出さない
- むりに火を消そうとしない



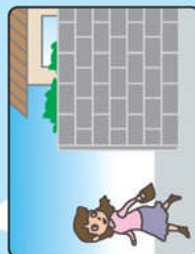
人が大勢いる施設では

- 係員の指示にしたがう
- あわてて出口に走り出さない



屋外(街)では

- フロック塀の倒壊に注意
- 看板や割れたガラスの落下に注意



自動車運転中は

- あわててスピードをおとさない
- ハザードランプを点灯しまわりの車に注意をうながす
- 急ブレーキはかけず、ゆるやかに速度をおとす



鉄道・バスでは

- つり革、手すりにしっかりつかまる



エレベーターでは

- 最寄りの階に停止させすぐにおりる



周囲の状況により具体的な行動は異なります。日頃からいざというときの行動を考えておきましょう

関連機関等連絡先一覧表

機 関 名 等	電話番号	ファックス番号
【病院関係】		
豊橋市民病院	0532-33-6111	
豊橋医療センター	0532-62-0301	
成田記念病院	0532-31-2167	
救急医療情報センター	0532-63-1133	
【消防署】		
豊橋市消防本部	0532-51-3107	
豊橋南消防署	0532-46-0119	
【警察署】		
豊橋警察署	0532-54-0110	
【保健所】		
豊橋市保健所	0532-51-3611	
【水道関係】		
豊橋市上下水道局	0532-51-2702	
【電気関係】		
中部電力 岡崎支店	0532-54-9759	0532-52-2962
【都市ガス関係】		
中部ガス 豊橋支店	0532-32-5511	0532-32-3701
【電話関係】		
NTT 西日本 名古屋支店	052-291-9436 0532-58-0636	052-251-3819 0532-58-0691
電話故障 日立電子サービス	052-232-0984	052-221-7038
【エレベータ関係】		
日本エレベータ製造名古屋営業所	052-221-9591	052-221-9767
フジテック株式会社	052-261-6851	052-264-0318
【エネルギーセンター関係】		
エネルギーセンター コニックス（株）	内線 6591 080-5290-5299	
コニックス（株）三河支店	0566-77-3838	0566-74-4499
【文部科学省関係】		
大臣官房文教施設企画部 施設企画課	03-6734-2523	036734-3690